

答申第 33 号

答 申

「〇〇パトロールカーのカタログ」非公開決定案件

第 1 審査会の結論

平成 29 年 8 月 18 日付けで愛媛県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 29 年 8 月 4 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇パトロールカーのカタログ」（以下「本件公文書」という。）について公開請求を行った。

2 本件公開請求に対する決定

実施機関は平成 29 年 8 月 18 日、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 2 号において非公開と規定する、法人の正当な権利利益を害するおそれのある情報を公開することになるほか、今後の適正な入札業務に支障を及ぼすおそれがあり、同条第 2 項第 6 号において非公開と規定する事務又は事業に関する情報に該当すると判断し、条例第 10 条に規定する存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、本件処分の取消しと公文書の公開を求め、平成 29 年 8 月 22 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

請求人が審査請求書及び反論書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇パトロールカーは、一般人であっても、警らや交通取締りなどの活動を通じて乗車する機会があるほか、警察密着番組や各種イベント等を通じて、乗車体験や車内外の見学を行うことができ、また、入札参加業者は、〇〇以外にない状況である。

さらに、他県警にもカタログの公開請求を行ったところ、〇〇県警や〇〇県警は文書不存在による非公開決定を行ったが、〇〇県警が部分公開決定を行い、カタログの存在事実が明らかになったことから、カタログの存在を公にしても、法人の権利利益を害したり、事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりすることはないと考えられる。

以上のことから、存否応答拒否による非公開決定は不当な処分であり、処分を取り消し、公開を求めるものである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）が、同社製普通乗用車「〇〇」をもとに生産している警ら用無線自動車（以下「〇〇パトカー」という。）に関するカタログであると捉えた。

2 本件公文書を公開しない理由

(1) 〇〇は、〇〇パトカーのカタログを店頭に備え付けておらず、一般の客に対して配布していないことはもとより、同社ホームページ上にも同カタログに関する情報は一切掲載されておらず、本件公文書の存在の有無について公にしていない状況である。

したがって、仮に本件公文書が存在していたとしても、それは一般への公開や交付を予定としていないものと認められ、同公文書内には、〇〇パトカーの外観、内装、性能及び装備等に関する情報が掲載されるものと思料される。

さらに、本件公文書がその存在も含めて公にしないことを条件として、法人から実施機関に提供されるものであるならば、実施機関が現に本件公文書を保有しているか否かということが、当該法人の自動車販売戦略に係る情報や、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第7条第2項第2号において非公開と規定する「法人情報」に該当すると認められる。

(2) 本件公文書を、前記2の(1)のように実施機関が保有すると仮定した場合、法人との約束を反故にして公にすることにより、法人からの信用を失うこととなり、ひいてはパトカーの入札のみならず、他の入札にも支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号において非公開と規定する「事務又は事業に関する情報」に該当すると認められる。

(3) 前記2の(1)のとおり〇〇は本件公文書の存在について公にしておらず、

仮に実施機関が本件公文書の存在を公にした上で、条例第7条第2項各号を適用し、全部非公開又は部分公開とした場合、現に〇〇が本件公文書を制作し、さらに実施機関に対して提供しているという情報が公になり、一方、本件公文書が存在しない場合に、文書不存在を理由に非公開決定を行えば、当該法人は本件公文書を発行も配布もしていないという法人の情報を実施機関が公にすることになり、ひいては非公開情報である法人情報を公開することになる。

したがって条例第10条のとおり、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することが妥当と認められる。

第5 審査会の判断の理由

1 本件公文書について

〇〇が、同社製普通乗用車「〇〇」を基に生産している〇〇パトカーのカタログと特定した実施機関の判断は、妥当と認められる。

2 本件審査請求における争点

実施機関は、仮に本件公文書が存在するとした場合、

- 本件公文書が、その存在も含めて公にしないことを条件として実施機関に提供されるものであるならば、実施機関が現に本件公文書を保有しているか否かということ自体が、条例第7条第2項第2号に該当すること。
- 公にしない条件で提供を受けた文書を公開すれば、法人からの信用を失うこととなり、パトカーの入札のみならず、他の入札にも支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第2項第6号に該当すること。
- 〇〇は本件公文書の存在の有無について公にしていないことから、条例第10条に規定する本件公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することが妥当と認められること。

を非公開の理由としていることから、これらについて適否を個別検討する。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件公文書が、その存在の有無も含め、条例が非公開と規定する法人に関する情報に該当するか否かについて検討する。

条例は第7条第2項第2号で、

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公

にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

については、非公開とすることを規定している。

本件公文書については、自動車販売店において自動車メーカー各社が無料配布している一般的な自家用自動車のカタログをイメージするものであるが、実施機関が言うところの、〇〇パトカーのカタログを〇〇が存在も含めて公にしておらず、店頭配付用として備え付けられていない状況や、同社ホームページ上でPDFデータなどにより掲示されていない状況からも、仮に本件公文書が存在するとしても、一般への交付を予定していないという説明は合理的であると考えられる。

また、条例が第7条において、公開請求権を「何人も」と認めていることから、ほかの自動車メーカーが本件公文書の公開請求を行うことも可能であり、仮に本件公文書が存在するとして、公開すれば〇〇パトカーの性能や装備などが公になるだけでなく、本件公文書発行の頻度やレイアウトなど、販売上の戦略に関する情報も公になり、ひいては〇〇の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

さらに、実施機関によれば、パトカーの入札あるいは〇〇パトカーの点検、整備等に際して生じる各種事務手続きは、県内〇〇車販売店を通じて行っているとのことであり、仮に実施機関が本件公文書入手する際に、前記〇〇車販売店から公にしないとの条件により、車両担当部署等の業務資料として任意に提供を受けているのであれば、前述のとおり本件公文書は、広く一般に対して公にすることを予定していない実態が存在することからも、条例第7条第2項第2号イの規定のとおり法人情報に該当し、公にしないことが合理的であると認められる。

一方、請求人は、〇〇パトカーについては、イベントなどで乗車体験も可能であるほか、入札情報についても情報提供を受けることが可能であることなどから、本件公文書を公開するべきである旨を主張するが、これらをもって実施機関が法人から本件公文書を収集及び保存していることや、仮に本件公文書が存在するとして、その内容を公開しても法人の権利利益を害するおそれがないとまでは言えないものと考えられる。

以上のことから、本件公文書の内容のみならず、その存在の有無自体が非公開とすべき法人情報にあたり、また、本件処分に係る公文書公開

請求には、例外的公開事由である人の生命、健康、生活、財産を保護するために公にする必要があると認める理由も存在しないと捉えた実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第10条の該当性について

条例第10条では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」旨を規定しているが、本件処分における適用の可否について検討する。

本来、公開請求に対しては、当該請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開又は非公開を決定すべきであるが、同条はその例外として、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めたものである。

「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるとき」とは、公文書が存在するかどうかを明らかにするだけで、条例第7条第2項各号に掲げる非公開情報として保護される利益が侵害されることをいう。具体的には、文書不存在を理由に非公開決定を行えば、非公開情報がないということを明らかにし、一方、各種非公開条項を適用して非公開決定を行えば、非公開情報が現に存在するということを明らかにすることにより、保護されるべき利益が侵害されるような場合がある。

そのため、このような場合には、公文書が存在する場合も、存在しない場合も、常に公文書の存否を明らかにしないで非公開とすることが必要になる。

仮に本件公文書を実施機関が保有している事実が存在するとして、条例が公開請求権を「何人も」と認めていることから、例えばほかの自動車メーカーが本件公文書の公開請求を行うことにより、〇〇の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、第5の2の(1)で述べたところである。

また、実施機関と法人との間で、本件公文書を公にしないという条件の下提供が行われているならば、本件公文書が当該法人の店頭やホームページ上において、広く一般向けに配布又は閲覧などにより情報を提供されていない状況に鑑みても、法人情報に当たるものと認められることも前述のとおりである。

こうした状況の中、通常の手続きに従い、本件公文書を保有している場合に、法人情報などを適用の上、部分公開決定又は全部非公開決定を

行ったとするならば、公にしないとの条件により本件公文書の提供を受けているにもかかわらず、当該法人が本件公文書を発行し、実施機関に提供しているという法人情報が公になり、一方、本件公文書を保有していない場合に、文書不存在を理由に非公開決定を行ったとするならば、当該法人は実施機関に対して本件公文書を発行及び提供していないという法人情報が公になる。さらに、反復継続して本件公文書の公開請求が為され、通常の決定を行えば、当該法人における本件公文書の発行頻度などの情報が公になり、法人の権利利益を害するおそれがある。

このように本件審査請求に係る公開請求に対して、公文書が存在しているかどうかを答えることは、条例第7条第2項第2号が非公開情報と規定する法人の権利利益に関する情報を公にすることと同じ効果を持つことから、条例第10条に規定する「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時」に該当するものと認められる。

一方、請求人は、三重県警察本部長に対して、実施機関に行ったものと同様に本件公文書に係る公開請求を行った結果、公文書一部公開決定処分を受けたことから、本件処分を取り消し、公開するべきである旨を主張する。しかし、本件処分に係る公文書公開請求は、あくまでも実施機関が保有する公文書について、条例でその公開の可否を問擬するものであり、〇〇が本件公文書を発行しているか否かについて問うものではない。

したがって、本件文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否した実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

実施機関は、仮に本件公文書が存在するとして、公にしないことを条件として当該法人から提供を受けている場合、法人との約束を反故にして公にすれば、法人からの信用を失うこととなり、パトカーの入札のみならず、他の入札にも支障を及ぼすおそれがあると説明しているが、前記第5の2の(1)のとおり、本件公文書の保有事実に関する情報そのものが同条第2号に該当するため、同条第6号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

3 審査請求人の意見について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件審査請求に係る情報公開請求に対して、実施機関が条例第 10 条に規定する存否応答拒否による非公開決定とした本件処分について、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 30 年 1 月 11 日	諮問
同年 1 月 16 日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 2 月 19 日	審査請求人から反論書を受理
同年 3 月 15 日	審査会（第 1 回審議）
同年 5 月 14 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	

